

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成22年6月17日(2010.6.17)

【公表番号】特表2010-513229(P2010-513229A)

【公表日】平成22年4月30日(2010.4.30)

【年通号数】公開・登録公報2010-017

【出願番号】特願2009-540327(P2009-540327)

【国際特許分類】

A 6 1 K 31/167 (2006.01)

A 6 1 K 45/00 (2006.01)

A 6 1 K 31/198 (2006.01)

A 6 1 K 9/48 (2006.01)

A 6 1 P 1/16 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 31/167

A 6 1 K 45/00

A 6 1 K 31/198

A 6 1 K 9/48

A 6 1 P 1/16

【手続補正書】

【提出日】平成21年6月29日(2009.6.29)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

アセトアミノフェンによる治療の対象となる痛みまたは他の感覚運動系機構(aliment)の治療のための組成物であって、

アセトアミノフェンおよびn-アセチルシステインを含有し、

肝毒性を生じることが知られている用量のアセトアミノフェンを含有する量の前記組成物を服用する患者が、肝毒性を全く有さないか、または肝毒性に対する付加的な治療を必要としない程度の、弱い肝毒性を有する組成物。

【請求項2】

哺乳動物のための組成物であって、

アセトアミノフェン投与による肝毒性作用が、n-アセチルシステインなしでの等量のアセトアミノフェンの投与に対して軽減されており、

前記組成物は、少なくとも45キログラム(100ポンド)の重量を有する成体哺乳動物に対して、1日当たり少なくとも4グラムのアセトアミノフェンを、回復不能な肝障害作用を有することなく投与することができるよう投与可能な請求項1に記載の組成物。

【請求項3】

n-アセチルシステイン投与に関係する嘔吐を軽減するように調製される請求項1または2に記載の組成物。

【請求項4】

前記組成物は、制吐薬およびn-アセチルシステインに関連する臭気を緩和するための成分の少なくとも一方を含有する請求項1乃至3のいずれか1項に記載の組成物。

【請求項5】

固形組成物またはカプセルに調製される請求項 1 乃至 4 のいずれか 1 項に記載の組成物。

【請求項 6】

抗ヒスタミン剤、制吐薬および麻酔薬の少なくとも 1 つをさらに含有する請求項 1 乃至 5 のいずれか 1 項に記載の組成物。

【請求項 7】

興奮剤、H1 ブロッカー、H2 ブロッカー、抗炎症剤、プロトンポンプ阻害薬、緩下剤、5-HT3 ブロッカー、不安緩解剤および筋弛緩剤から選択される少なくとも 1 つの化合物をさらに含有する請求項 1 乃至 6 のいずれか 1 項に記載の組成物。

【請求項 8】

香料をさらに含有する請求項 1 乃至 7 のいずれか 1 項に記載の組成物。